

議案第6号

佐倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月7日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

佐倉市国民健康保険条例（昭和34年佐倉市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。